

3. 徳島文理中学校・高等学校 自転車通学について

◎交通ルールを厳守すること。

- ・自転車は車道の左側通行が原則。
- ・並進禁止。
- ・「ながら運転」禁止。（スマホ、ヘッドフォン、イヤホン、傘さし等）
- ・薄暗くなったら早めにライトを点灯する。
- ・自転車も道路標識を守る。
- ・二人乗り禁止。いかなる理由があっても絶対にしない。

◎登校時では、できるだけ見通しの良い広い道路を通行すること。

◎中学部はヘルメットの着用を義務づける。高校部は安全を考慮して、できるだけ着用すること。

◎整備不良の自転車は使用しないこと

- ・ライトが点かない
- ・ブレーキが効かない
- ・反射板が破損・欠損している
- ・泥よけがない

} これらの自転車は使用禁止

◎下校時自転車通学生は南門を利用すること。門手前 10m から自転車を降り、左右確認をしてから校外に出ること。

◎通学用の自転車は必ず学校に登録すること。

- ・自転車ステッカー後輪泥よけのよく見える位置に貼ること。

◎カバンをのせる荷台またはカゴがついている自転車を使うこと。また、スタンドは両立スタンドとする。

◎校舎内外を問わず、自転車には鍵をかけること。

◎通学中に事故を起こしたり、一般の方から注意を受けたりした場合は、誠実な態度で接すること。

◎自転車通学生は保険に加入しておくこと。